

第 3 3 号議案

桶川市手数料条例の一部を改正する条例

桶川市手数料条例（平成 1 2 年桶川市条例第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の項の表示及びそれに対応する改正後の欄の項の表示に下線が引かれた場合にあっては、当該改正前の欄の項を当該改正後の欄の項とする。
- (2) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。ただし、前号に掲げる場合を除く。
- (3) 次の表中、改正前の欄の太線で囲まれた部分をそれに対応する改正後の欄の太線で囲まれた部分に改める。

改正前			改正後		
(手数料の減免)			(手数料の減免)		
第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者から、別表第1項から第26項まで、第33項、 <u>第75項</u> 又は <u>第82項</u> に規定する事務の申請があったときは、当該手数料を免除する。			第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者から、別表第1項から第26項まで、第33項、 <u>第77項</u> 又は <u>第84項</u> に規定する事務の申請があったときは、当該手数料を免除する。		
5 市長は、別表 <u>第64項</u> に規定する事務の申請があった場合において、当該屋外広告物が政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の届出を経た政党、協会その他の団体がはり紙、はり札、広告旗又は立看板を表示するものに該当するときは、当該手数料を免除する。			5 市長は、別表 <u>第66項</u> に規定する事務の申請があった場合において、当該屋外広告物が政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の届出を経た政党、協会その他の団体がはり紙、はり札、広告旗又は立看板を表示するものに該当するときは、当該手数料を免除する。		
別表(第2条関係)			別表(第2条関係)		
項	手数料を徴収する事務	金額	項	手数料を徴収する事務	金額
略			略		
50	用途変更に係る興行場等の使用の許可の	120,000円	50	用途変更に係る興行場等の使用の許可の	120,000円

	申請に対する審査			申請に対する審査		
				51	既存建築物の大規模修繕等に対する敷地と道路との関係の建築制限の緩和に係る認定の申請に対する審査	27,000円
				52	既存建築物の大規模修繕等に対する道路内における建築制限の緩和に係る認定の申請に対する審査	27,000円
51	略			53	略	
52	略			54	略	
53	略			55	略	
54	略			56	略	
55	略			57	略	
56	略			58	略	
57	略			59	略	
58	略			60	略	
59	建築物エネルギー消費性能適合性判定に対する審査	ア 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第3項に規定する他の建築物について、当該建築物が記載された同条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画が同法第35条第1項の認定又は同法第36条第1項の変更の認定を受けたことを示す書類が提出された場合 (ア) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第1項又は第13条第2項の規定による場合 a 床面積の合計（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令（平成28年政令		61	建築物エネルギー消費性能適合性判定に対する審査	ア 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第3項に規定する他の建築物について、当該建築物が記載された同条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画が同法第35条第1項の認定又は同法第36条第1項の変更の認定を受けたことを示す書類が提出された場合 (ア) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第1項又は第13条第2項の規定による場合 a 床面積の合計（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令（平成28年政令

第8号)第4条に規定する床面積の合計から工場における生産エリア、倉庫における冷凍室、冷蔵室及び定温室、データセンターにおける電子計算機室並びに大学、研究所等におけるクリーンルーム等の特殊な目的のために設置される室の床面積の合計を減じたものをいう。以下この項及び**第63項**において同じ。)が300平方メートル未満のもの 11,000円

b 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの 19,000円

(イ) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第2項又は第13条第3項の規定による場合

a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 5,500円

b 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの 9,500円

イ 略

第8号)第4条に規定する床面積の合計から工場における生産エリア、倉庫における冷凍室、冷蔵室及び定温室、データセンターにおける電子計算機室並びに大学、研究所等におけるクリーンルーム等の特殊な目的のために設置される室の床面積の合計を減じたものをいう。以下この項及び**第65項**において同じ。)が300平方メートル未満のもの 11,000円

b 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの 19,000円

(イ) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第2項又は第13条第3項の規定による場合

a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 5,500円

b 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの 9,500円

イ 略

		ウ 略			ウ 略
60	略		62	略	
61	略		63	略	
62	略		64	略	
63	略		65	略	
64	略		66	略	
65	略		67	略	
66	略		68	略	
67	略		69	略	
68	略		70	略	
69	略		71	略	
70	略		72	略	
71	略		73	略	
72	略		74	略	
73	略		75	略	
74	略		76	略	
75	略		77	略	
76	略		78	略	
77	略		79	略	
78	略		80	略	
79	略		81	略	
80	略		82	略	
81	略		83	略	
82	略		84	略	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和6年6月5日提出

桶川市長 小 野 克 典

提 案 理 由

建築基準法の一部改正に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。